## 特定非営利活動法人日本国際交流振興会、奈良県立国際高等学校及び 奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書(案)

(目的)

第1条 この協定は、特定非営利活動法人日本国際交流振興会(以下「JFIE」という。)と奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、奈良県立国際高等学校(以下「高校」という。)における交換留学生(以下「留学生」という。)の受け入れについて連携協力し実施することを通して、高校生(以下「生徒」という。)の国際化を推進することを目的とする。

## (連携協力の内容)

- 第2条 JFIE、高校及び教育委員会(以下「協定締結者」という)は、前条の目的を遂行するため、毎年度4名を上限とし、以下に規定する条件のもとで、留学生の受け入れについて連携協力するものとする。実際の人数は、毎年度両者間の協議により決定するものとする。
  - (1) 留学生は、JFIE 交換留学プログラム規則を遵守すること。
  - (2) 教育委員会及び高校は、ホストファミリーの募集と選定を行う。JFIE はホストファミリーのオリエンテーションを実施し、募集・選定作業に協力すること。
  - (3) 高校は、留学生の学業・課外活動の指導を行うこと。
  - (4) 高校は、留学生受け入れ担当者を置き、JFIE と連携してカウンセリングを行うこと。
  - (5) 協定締結者は、留学生の受け入れが、留学生と生徒双方にとって効果的に行われているか、毎年度検証を行うこと。
  - (6) その他協定締結者が必要と認める事項

(経費)

- 第3条 第2条に定める事項に要する経費については、以下の条件を定めるものとする。
  - (1) 留学生の授業料は免除とする。
  - (2) ホストファミリーは留学生が家庭で頂く食事(登校日の朝夕2食、休日の朝昼夕3食) の負担と寝る場所(相部屋も可)の提供をする。
  - (3)(1)(2)以外のすべての費用は留学生の負担とする。

## (守秘義務)

第4条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間 の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面に より協定締結者相互の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この 限りではない。

(弁済)

第5条 留学生は本人の故意又は重大な過失により、高校及びホストファミリーに損害を与え た場合は、その弁済の責を負わなければならないものとする。

## (有効期間)

- 第6条 この協定は、協定書締結日から発効し、2023年3月31日までを期間とする。
- 2 この協定書の有効期間満了日が属する年度の12月末日までに協定締結者のいずれからも 改廃の申し入れがない場合は、有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様に取 り扱うものとする。

(その他)

- 第7条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。
- 2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定締結者それぞれが記名押印の上、 各自1通を保有するものとする。

令和元年○月○日

東京都港区港南1-6-41 特定非営利活動法人日本国際交流振興会

理事印

(池亀 淳)

奈良市二名町1944番12 奈良県立国際高等学校

奈良県立国際高等学校開校準備事務管理者 教育政策推進課長 印 (熊谷 啓子)

奈良県奈良市登大路町30 奈良県教育委員会

教育長

(吉田 育弘)